

# J R 山川駅管理業務仕様書

指宿市

# 第1章 見積要領

## 第1節 業務の概要

本業務は、市が鉄道事業者からの委託を受けて、駅利用者の利便性や駅周辺環境の維持を図るため、山川駅における簡易業務及び駅舎トイレ清掃業務を行うものである。

### 1. 委託業務条件

#### (1) 委託業務件名

指宿枕崎線山川駅における乗車券類簡易委託販売等及び駅舎トイレ清掃業務

#### (2) 業務委託期間

着手 令和2年4月1日

完了 令和3年3月31日

#### (3) 業務実施場所

鹿児島県指宿市山川成川 7321 番地 JR指宿枕崎線 山川駅

#### (4) 支払条件

毎月払い

### 2. 委託業務範囲

①指宿市（以下、「発注者」という。）と九州旅客鉄道株式会社（以下、「JR九州」という。）との簡易業務委託基本契約、乗車券類の簡易販売に関する業務委託契約に基づく乗車券類の販売及び販売金収納業務

<乗車券類販売及び付帯する業務の例>

- ・ 帳票類、乗車券類の請求・配給受け入れ
- ・ 旅客案内に必要な掲示物の掲出・取り外し
- ・ 収入金の取り扱い
- ・ 営業成績の作成

②発注者とJR九州との簡易業務委託基本契約に基づく駅（ホーム・待合所・トイレ）の清掃

③公共交通機関等への乗継案内に関する業務

④発注者と受注者間の協議により、定められた駅付帯業務

<付帯する業務の例>

- ・ 観光情報及び山川駅周辺地域行政情報（パンフレット・ポスター）の掲出
- ・ 遺失物の取り扱い 等

### 3. 従事者の配置に関すること

(1) 従事者の配置は次のとおりとする。

- ①土・日・祝日及び12月29日から1月3日までの間を除く日のうち、午前7時から午前9時、午後4時から午後6時までの時間帯とする。

- ②従事者のうち責任者を定め、事前に委託者に届出すること。
- ③従事者の勤務形態及び福利厚生等については、労働基準法・労働安全衛生法・労働保険法その他労働関係法令を遵守すること。

#### 4. 委託料及び支払い

年間委託料の支払いは、毎月払いとし、月額金額は受託者と協議し、決定する。

#### 5. 特記事項

##### 第1節 個人情報の取り扱い

###### (基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

###### (秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受託者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を遵守させるものとする。

###### (保有の制限等)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にし、及び作業場所を特定するとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

###### (適正管理)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

###### (利用及び提供の制限)

第5 受託者は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

###### (複写、複製の禁止)

第6 受託者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

###### (再委託の禁止)

第7 受託者は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

###### (資料等の返還)

第8 受託者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第9 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(実地調査)

第10 発注者は、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第11 発注者は、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12 発注者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

## 第2節 損害賠償

受注者の都合により委託業務に支障を来した場合、その他直接・間接当市に損害を与えた場合、賠償を要求することがある。その場合、詳細は別途協議を行なう。

## 第3節 安全管理

業務の実施にあたっては、下記事項に注意し、事故のないよう適切な対策を講じること。なお、事故が発生した場合は、全て受注者の責任とする。

### (1) 基本事項

#### a. 安全を考慮した業務計画

業務実施に当っては、従事者の業務内容、従事環境はもとより、駅使用者を含めた安全管理面でも十分な検討を行うこと。

#### b. 安全管理の徹底

現場の安全管理・作業を徹底する為、受託者として取り組む具体的な方法（安全パトロールの内容等）について、業務開始時の提出書類（安全衛生計画書、安全管理基準書等）に明記すること。

なお、当該安全管理の実施状況について、発注者による確認を必要に応じて実施する為、延滞無く応じること。

#### c. 安全対策の徹底

業務実施上の注意事項、安全対策は従事者すべてに徹底するように連絡を密にすること。

#### d. 施設の異常点検調査

施設については、定期的に異常がないか点検調査を行い、異常を認めた場合は、発注者へ速やかに連絡のうえ、十分な事故防止対策をとるとともに、駅利用者への周知を行い、事故防止措置の徹底を図ること。

#### e. 法令遵守の徹底

受託にあたっては、労働基準法・労働安全衛生法等の関連法を遵守すること。

#### i. 災害発生時の連絡

緊急連絡体制を整備し、災害が発生した場合は、二次災害の発生防止対策を講じたいうで、緊急連絡体制に従い、早急に関係官署に連絡すること。

### (2) 施設・設備での事故防止

#### a. 施設・設備の保全

施設・設備の保全、機能の維持に努め、安全な環境の整備に努めること。

#### b. 従事者の服装

従事者は、業務内容に適した服装等に着用すること。

#### c. 従事環境の整備

事故防止や健康管理などに十分に考慮し、従事環境を整備すること。

(3) 異常時の処理

a. 人身事故発生時

人身事故が発生した場合は、直ちに被害者を救出し必要な応急処置をとること。

また、従事者は、速やかに消防・警察機関に通報するとともに、発注者（当市担当課）に速やかに報告すること。

b. 火災発生時

現場において火災が発生した場合は、駅利用者の避難誘導を行うとともに、火災の場所と程度を速やかに消防・警察機関に通報するとともに、発注者（当市担当課）に報告すること。

可能であれば、二次災害に注意しながら、初期消火活動を行い、現場から退避せざるを得ない状況になると予想される場合は、速やかに安全な場所へ退避し、消防機関の到着を待ち、消火活動等に協力すること。

c. 地震発生時

業務を中断して、状況に応じて安全な場所に退避すること。

また、従事者は被害状況を発注者（当市担当課）に報告し、必要な処置については指示を受けること。

(4) 情報の安全管理

受注業務に関する当市機密情報の安全管理については、以下のとおりとする。

a. 紛失、破壊、改ざん、漏洩、盗用などの危険を防止し、情報の適切な安全管理を行うものとする。

b. 目的の範囲内に限り使用するものとする。

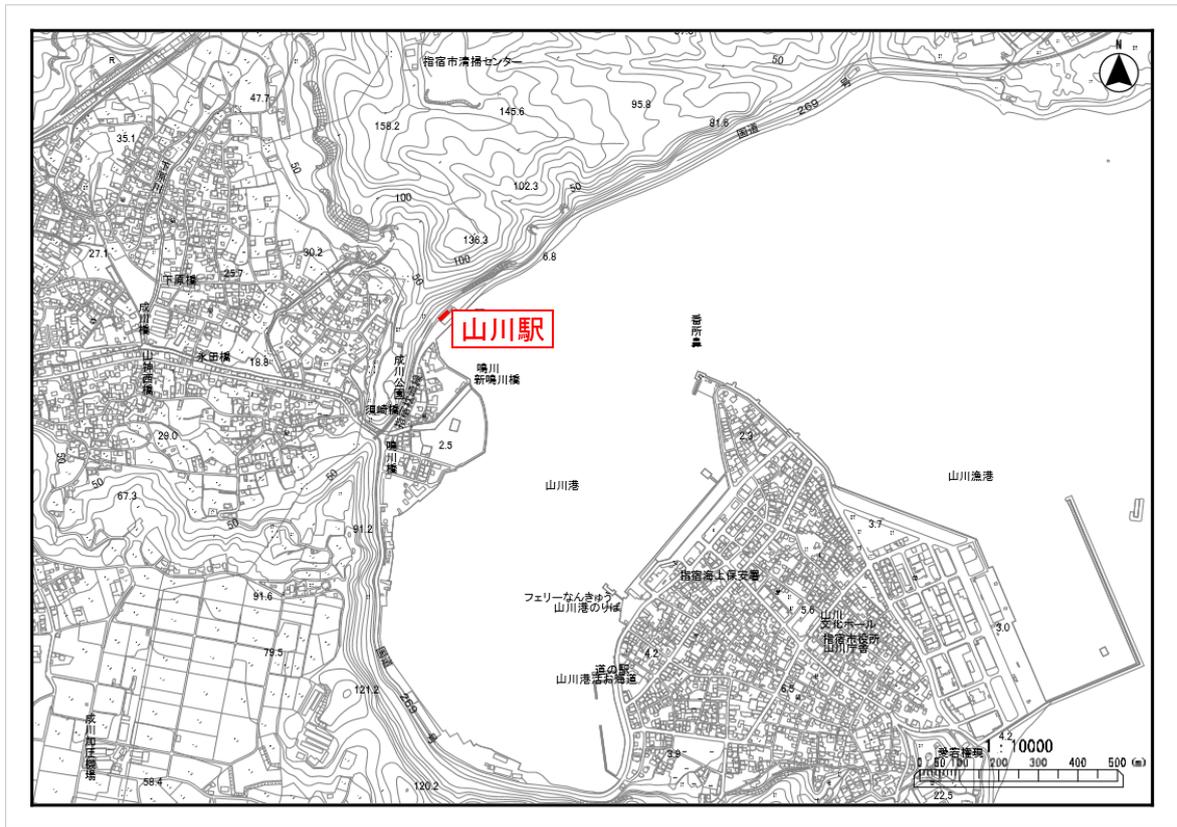
c. 当市の承諾を得ない限り、第三者へ開示・提供しないものとする。

d. 紛失、破壊、改ざん、漏洩、盗用などの事故が発生または予見される場合は、速やかに当市へ報告するものとする。

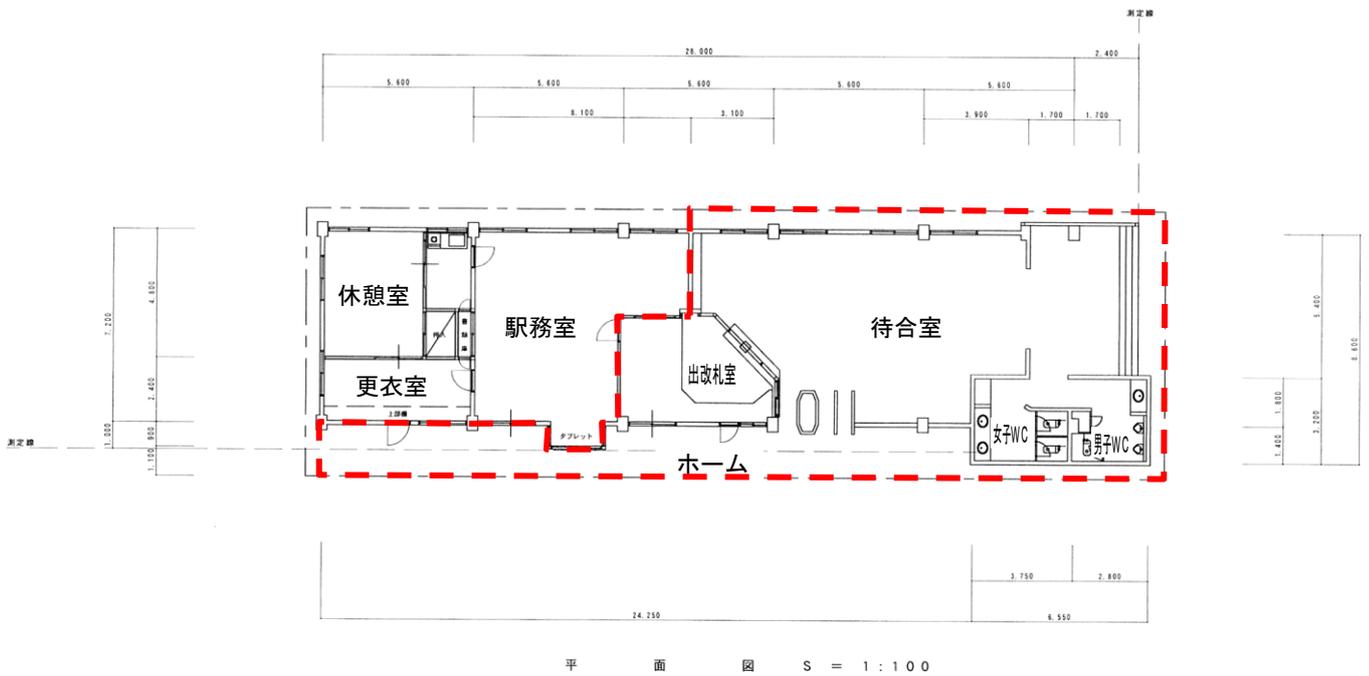
e. 受託者の協力者も含め情報の適切な安全管理を行うものとする。

\* 機密情報：委託業務の処理上知り得た秘密をはじめとする技術上、営業上の機密情報及び個人情報保護法に規定される個人情報をいう。

## <業務場所位置図>



## <業務場所平面図>



 駅舎のうち駅務室，休憩室及び更衣室を除く，点線枠内の区域を業務で使用または管理する区域とする。

